

新型コロナウイルス感染症対策 関連情報
市長から市民の皆様へのメッセージ
一感染拡大地域への往来自粛などのお願ひ



ターゲット 3.3

令和2年4月3日

郡山市保健福祉部保健所総務課

担当：朝倉 陽一 TEL：924-2120

郡山市総務部総務法務課

担当：山内 憲 TEL：924-2031

【4/3 午後2時 送信】

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

首都圏において、新型コロナウイルス感染症が、ここ数日の間に感染拡大の一途を辿っており、また、県内においても首都圏で感染したと思われる患者の発生が認められています。

このことから、市民の皆様は、当面の間、首都圏など感染拡大地域への不急の往来および感染拡大地域からの不急の帰省を控えていただきますようお願いいたします。

「市長から市民の皆さんへのメッセージ」全文及び関連法令は、別紙のとおりです。



郡山市長から市民の皆さんへのメッセージ動画は こちらからご覧いただけます。



<https://youtu.be/1xYeK9gpHcs>

— 参 考 —

【全国知事会】 令和2年4月2日 新型コロナウイルス感染症に係る全国知事会の宣言について
「新型コロナウイルス感染症に打ち克つために ～日本と地域を守る全国知事会宣言～」



<http://www.nga.gr.jp/data/activity/request/chijikai/reiwa2nendo/1585817885984.html>

【中核市市長会】 厚生労働省へ「新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要請」を提出



<https://www.chuukakushi.gr.jp/docs/2020040100018/>

市長から市民の皆様へのメッセージ

— 感染拡大地域への往来自粛などのお願い —

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法) 第3条及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第3条及び第4条に基づき、市民の皆様へお願いいたします。

ご承知のとおり、首都圏においては、感染拡大の一途をたどっており、東京都では4月2日には、新たにこれまで最多の97人の感染が確認され、都内の感染者の総数が684人となり、感染者数が急増しております。

このような中、この数日の間、本県においても首都圏で感染したと思われる患者の発生が認められております。

このことから、首都圏での感染拡大が落ち着くまでの当面の間、首都圏など感染拡大地域への不急の往來を控えていただきますようお願いいたします。

また、実家や近隣の高齢者や妊婦さん、基礎疾患をお持ちの方など、感染すると重篤な状態となる方々のことをよく考えていただき、感染が拡大している地域からの不急の帰省は、控えていただきますよう、お願いいたします。

さらに、年度始めは、進学・就職や転勤など、若い世代を中心に人の往來が大変多い時期であります。クラスター(感染集団)による感染拡大防止のため、『密閉』、『密集』、『密接』の3つの『密』が重なるような集まりは避けていただくとともに、感染症対策の基本である、「石けん等による手洗い」、「咳(せき)エチケット」の励行を重ねてお願いいたします。

万が一、発熱などの風邪症状がある場合は、人を感染させないように、外出を控えていただきますよう、改めてお願いいたします。

令和2年4月3日

郡山市長 品川 萬里

【参考】

◆感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれないようにしなければならない。

◆新型インフルエンザ等対策特別措置法

(国、地方公共団体等の責務)

第三条

4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第四条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第二十八条第一項第一号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。